

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成26年12月11日(2014.12.11)

【公開番号】特開2013-96058(P2013-96058A)

【公開日】平成25年5月20日(2013.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2013-025

【出願番号】特願2011-236467(P2011-236467)

【国際特許分類】

*E 04 D 13/18 (2014.01)*

【F I】

*E 04 D 13/18*

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月24日(2014.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

板状の太陽電池パネルと、

前記太陽電池パネルを、回動軸の周りに回動自在に支持する主支柱部材と、

一端が、前記回動軸から離間する方向側の位置で、前記太陽電池パネルに、該回動軸に平行な直線の周りに回動自在に取付けられる1対の回動アームと、

前記回動アームの前記一端の他端を、前記回動軸に垂直な第1の方向に変位可能に支持するレール部材と、

前記1対の回動アームを一体に連結する連結パネルと、

前記連結パネルに連結されるフィンガ部材と、

一部が前記フィンガ部材に固着し、前記回動アームの前記他端を前記第1の方向に沿って変位させるワイヤとを備える

ことを特徴とする可倒式太陽電池パネル架台。

【請求項2】

請求項1記載の可倒式太陽電池パネル架台において、

前記ワイヤを巻き掛けるアイドル転向ブーリ手段と、

前記アイドル転向ブーリ手段に巻き掛けた前記ワイヤの一方のワイヤ部分および他方のワイヤ部分を、互いに逆方向に変位させることにより、前記太陽電池パネルの前記主支柱部材に対する傾斜状態を調整するワイヤ操作部とを、さらに備える

可倒式太陽電池パネル架台。

【請求項3】

請求項2記載の可倒式太陽電池パネル架台において、

前記ワイヤは、非ループ式の2個の端部を有し、

前記ワイヤ操作部は、前記一方のワイヤ部分および前記他方のワイヤ部分における前記2個の端部のうち、一方をたぐり寄せ、他方を送り出す手動操作により、前記傾斜状態を手動調整させる

可倒式太陽電池パネル架台。

【請求項4】

請求項2記載の可倒式太陽電池パネル架台において、

前記ワイヤは、無端のループ式であり、

前記ワイヤ操作部は、前記アイドル転向ブーリ手段と電動モータで駆動する駆動転向ブーリ手段との間に巻き掛ける電動操作により、前記傾斜状態を電動調整し、

前記電動モータは、風力センサが検出する風力値が所定限界値を越えるとき、前記太陽電池パネルが水平になるように駆動転向ブーリ手段を回転させ、前記風力値が前記所定限界値を下回るとき、前記太陽電池パネルを傾斜させるように駆動転向ブーリを回転させる可倒式太陽電池パネル架台。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 記載の可倒式太陽電池パネル架台において、

前記主支柱部材に固定された、底部フレーム、上部フレーム、及び底部フレームに設ける前記荷重支持部材をさらに備え、

前記底部フレーム、前記上部フレーム、および前記荷重支持部材を、それぞれアングル部材によって形成した

可倒式太陽電池パネル架台。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のうちいずれか一項に記載の可倒式太陽電池パネル架台において、

前記可倒式太陽電池パネルを固定する複数個のプロックの重し手段をさらに備える可倒式太陽電池パネル架台。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のうちいずれか一項に記載の可倒式太陽電池パネル架台において、

前記可倒式太陽電池パネル架台を被設置物に粘着させる防振粘着パッドをさらに備える可倒式太陽電池パネル架台。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のうちいずれか一項に記載の可倒式太陽電池パネル架台において、

前記回動アームは、伸縮調整可能である

可倒式太陽電池パネル架台。